

学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

銚子市立第七中学校

目 次

| | (頁) |
|-------------------------------|-----|
| 1 いじめ問題に対する学校の基本理念 ----- | 1 |
| 2 学校いじめ対策組織について ----- | 3 |
| 3 年間計画について ----- | 4 |
| 4 未然防止について ----- | 5 |
| 5 早期発見について ----- | 6 |
| 6 相談・通報について ----- | 7 |
| 7 いじめを認知した場合の対応及び指導について ----- | 8 |
| 8 重大事態への対処について ----- | 10 |
| 9 公表、点検、評価について ----- | 11 |

資 料

- ・資料1 『日々の指導確認シート』【教職員用】
- ・資料2 『生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を行うためのチェックシート』
【教職員用】
- ・資料3 『いじめのサインチェックシート』【教職員用】
- ・資料4 『いじめのサインチェックシート』【家庭用】

1 いじめ問題に対する学校の基本理念

(1) いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学校でも、どの生徒たちにも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

本校では、いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めていきます。さらに、いじめの問題に対しては、誠意を持って真摯にかつ迅速に対応し、隠蔽や虚偽の説明をしないことを約束します。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめの判断

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態様があるのに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断したり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める必要がある。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。

エ いじめの認知は、特定の職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりするなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。たとえば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) 留意点

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でも、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

(3) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(5) いじめが「解消している」状態の判断

(国基本方針)

①いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。また、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめが「解消している」とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

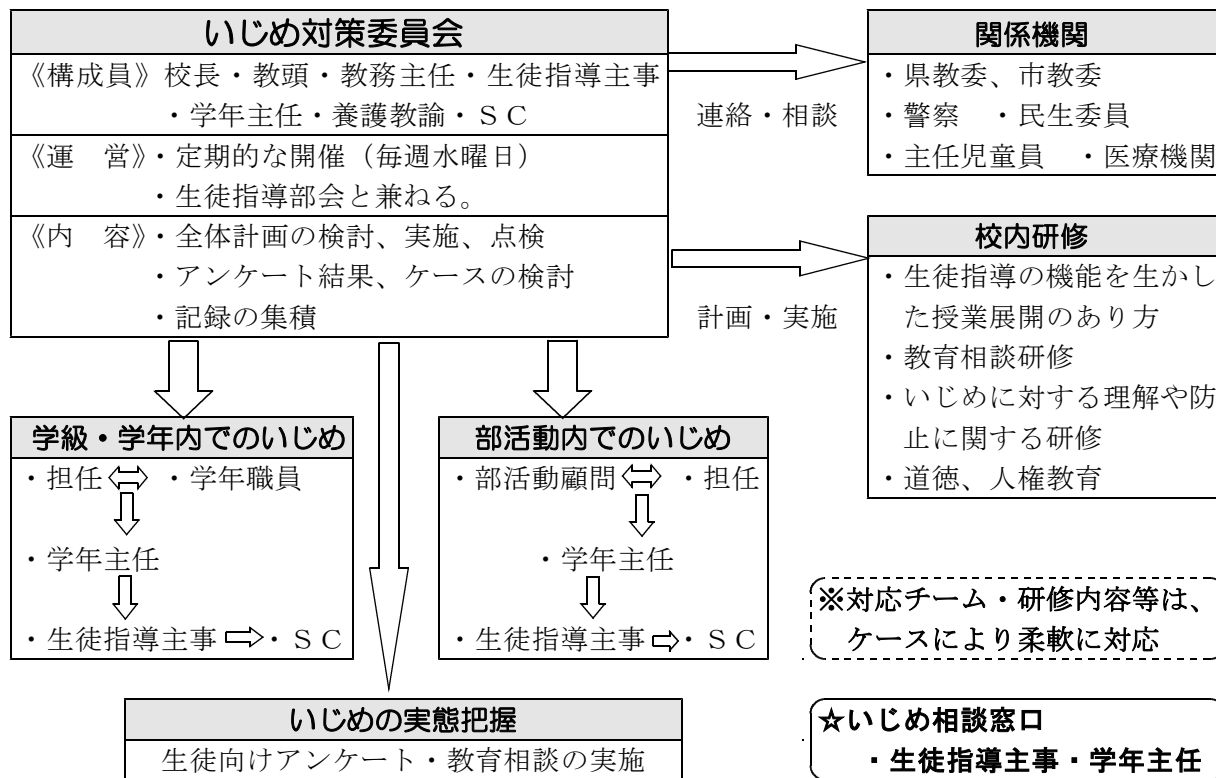
また、いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取り組みだけでなく、保護者と関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒への不登校対策の充実に取り組んでいく必要がある。

いじめ事案の解決においては、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の指導についても組織的に実施する必要がある。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織の編成

本校では、いじめ問題の取組にあたっては、「いじめ対策委員会」を組織し、いじめを根絶するという強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行います。メンバーは校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとします。なお、メンバーについては、状況やケースにより柔軟に対応することも考えています。



(2) 構成員の役割

各構成員の役割については、「4 未然防止について」以降のそれぞれの項目に記載。

3 年間計画について

| | 4 月 (いじめ防止啓発強化月間) | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 |
|-------|--|--|---------------|---------------------|--------------|
| 職員会議等 | 生徒指導部会：毎週水曜日 | | | | |
| | 事案発生時、緊急対応会議の開催 | | | | |
| | 生徒支援委員会 ※ 1 保護者向け啓発 (保護者会) ※ 2 | | | 学校評価 | 職員研修 ※ 11 |
| 未然防止 | 学級・学年づくり 人間関係づくり ※ 3 | いのちを大切に する キャンペーン ※ 8 | | インターネット教室 ※ 10 | |
| | 豊かな人間関係づくり (ピアサポート) ※ 4 | | | | |
| 早期発見 | いじめアンケート：毎月10日 ※ 5 | | | | |
| | | 生活アンケート ※ 6 保護者から情報収集 (家庭訪問) ※ 7 | 教育相談週間 ※ 9 | 保護者から情報収集 (保護者会) | |

- ※ 1 生徒指導対策委員会
いじめの基本方針や指導計画について共通理解
- ※ 2 保護者向け啓発
学校のいじめ防止基本方針説明とお願い
- ※ 3 学級・学年づくり人間関係づくり
学年始め学級活動や学年集会・校外学習や修学旅行等
- ※ 4 豊かな人間関係づくり
ピアサポートの授業
- ※ 5 いじめアンケート
毎月 10 日に実施
- ※ 6 生活アンケート
教育相談週間で活用
- ※ 7 保護者から情報収集
家庭訪問・保護者会
- ※ 8 いのちを大切に
するキャンペーン
道徳の授業と生徒会活動
- ※ 9 教育相談週間
学級担任を中心に全職員で
対応

| | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
|-------|-----------------------------------|---------|--------|-----------------|-------------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 職員会議等 | 生徒指導部会：毎週水曜日 | | | | | | |
| | 事案発生時、緊急対応会議の開催 | | | | | | |
| | いじめ対応に関する会議 ・情報共有 ・2、3学期の計画 | | 職員研修 | 学校評価 | | | いじめ対応に関する会議 ・本年度のまとめ ・次年度の課題検討 |
| 未然防止 | 学級・学年づくり 人間関係づくり ※ 12 | | | | いじめ撲滅 キャンペーン ※ 13 | 新入生説明会 インターネット教室 ※ 14 | |
| 早期発見 | いじめアンケート：毎月10日 | | | | | | |
| | | 生活アンケート | 教育相談週間 | 保護者会時 聞き取り調査 | | | |

※ 10 インターネット教室

※ 11 職員研修

※ 12 学級・学年づくり・人間関係づくり

※ 13 いじめ撲滅キャンペーン

※ 14 新入生説明会 (インターネット教室)

外部講師によるインターネットモラルの啓発

テーマ別グループ協議及び報告等

体育祭・七中祭等

道徳の授業と生徒会活動

新入生及びその保護者を対象とした外部講師によるインターネットモラルの啓発

◎他に年間を通して、学級活動や道徳の時間を利用し、自他について考える機会を設定していく。

◎生徒の実態に応じて計画を見直す場合もある。

4 未然防止について

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要があります。その際、すべての生徒が「いじめは絶対に許されない行為である」と正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、「安心して学校生活を送ることができる環境を整えること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し、行動できる力を身に付けさせる』ことが重要である。また、生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、法教育の視点から人権の問題や他者をいじめることから発生する責任についても指導する必要がある。

〈主な取組〉

- 生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組
- 生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組
- その他のいじめの予防のための対策への取組
 - ・『いのち』に係わることを主題とした道徳教育の充実
 - ・『豊かな人間関係づくり』ピアサポートの授業
 - ・『いのちを大切に作るキャンペーン』・『いじめ撲滅キャンペーン』
 - ・『情報モラル教育』の実施

◇未然防止に向けての手立て◇

①学級経営・学年経営の充実（学級担任・学年主任・学年職員）

- ・生徒と教師、生徒相互の共感的人間関係づくりを進め、生徒一人一人の良さが発揮され、互いに認め合える学級づくりをする。
- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをする。
- ・言語環境を整え、正しい言葉遣いができる集団を育成する。
- ・学級や学年のルールや規律が守られるような指導を継続的に進める。
- ・生活ノートを通して、一人一人の生徒の心の声に耳を傾ける。
- ・個別面談を定期的実施し、実態把握・悩みの存在の確認等を行う。
- ・授業、休み時間、給食、清掃時等、生徒の動向の観察に努める。

※その他、必要に応じて、家庭訪問・電話連絡・面談等を随時実施していく。

※指導上の留意事項は、資料1『日々の指導確認シート【教職員用】を参照』

②授業中における生徒指導の充実（教科担任・学級担任）

- ・生徒指導の機能を生かした授業づくりをする。
（「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」）
- ・「わかる・楽しい授業」づくりをする。
- ・授業中の言語環境に留意する。

※指導上の留意事項は、資料2『生徒指導の機能を活かした「わかる授業」を行うためのチェックシート【教職員用】を参照』

③道徳教育・人権教育の充実（学級担任・学年職員）

- ・道徳の時間を中心に全学校教育において、思いやりの気持ちや生命を大切にする気持ちを育む。
- ・「自分を大切にするとともに、他人を認める」という人権教育の要となる内容を、学校生活のあらゆる場面で推進する。
- ・各学級で、いじめ防止啓発リーフレットを用いて人権学習を行う。

- ④豊かな人間関係づくり実践プログラム「ピアサポート」の授業の実施（学級担任・学年職員）
- ・他者の立場に立って考えることを通して、思いやりの気持ちと豊かな人間関係をつくるスキルを育む。
- ⑤「いのちを大切にするキャンペーン」と「いじめ撲滅キャンペーン」の実施
- ・「いのち」並びに「いじめ」を題材とした道徳の授業を行い、命を大切にする心やいじめを許さない心、いじめを受けたときに対処する力を育む。
 - ・生徒会活動を通して、命を大切にする心といじめを許さない生徒集団を構築する。
- ⑥「情報モラル教育」の実施
- ・外部講師を招いてインターネット教室を行い、インターネットやスマートフォン等を介してのSNSなどを賢く安全に使うための知識を身に付けさせるとともに、ルールなどを守って使える心を育む。
 - ・各学級で情報モラルリーフレットを用いて情報モラル学習を行う。
 - ・全校集会において、ネットパトロールの状況や情報モラルについて周知する。
- ⑦定期的なアンケート調査・教育相談活動の実施（学級担任・生徒指導主事・教育相談主任）
- ・月1回（年間11回）のいじめアンケート、教育相談前（年間2回）の生活アンケートを通して、いじめは許されないことの啓発活動を進める。
 - ・年間2回の教育相談週間を設け、生徒の声に耳を傾ける。
- ⑧保護者・地域への啓発活動の実施（校長・教頭）
- ・学校でのいじめに対する取組を理解していただき、協力を得る場面を設定する。
 - ・ネット上の書き込みや画像等によるトラブルについて理解を求め、情報提供を依頼する。
- ⑨教職員の研修の充実（研究主任・教頭）
- ・発達段階に応じた、いじめの心理について学習する機会を設ける。
 - ・教職員の言動により、いじめを誘発・助長することがあることを認識するための研修を実施する。
 - ・いじめについてのテーマ別の協議や協議に基づく報告、発表を行う。

5 早期発見について

いじめを受けている児童生徒は、自尊心からいじめを受けているという事実自体を認めたくない場合や、無意識のうちに事実を否定している場合があるほか、周囲に心配をかけたくない、相談することでよりいじめが深刻化するのではないかなど様々な思いや考えから教職員や保護者、友人など誰にも相談できないことがある。

教職員は、生徒が自らSOSを発信すること及び、いじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

◇早期発見のための手立て◇

①日々の観察の充実（全職員）

- ・授業中のみならず、休み時間、給食、清掃、放課後、部活動時の生徒の言動に目を配り、実態の把握に努める。（観察の視点は、資料3『いじめのサインチェックシート』を参照）
- ・集団の存在の把握と気になる言動の注視をしていく。

- ②いじめ実態アンケート・生活アンケートの実施（学級担任・生徒指導主事・教育相談主任）
- ・月に一回（年間11回）のいじめアンケート、教育相談前（年間2回）の生活アンケートを通して実態把握に努める。（実施にあたっては、実施上の留意事項を厳守）
- ③教育相談の実施（学級担任・教育相談主任）
- ・年間2回の教育相談を充実させ、生徒一人一人の声に耳を傾ける。
 - ・相談の前に行う生活アンケートを有効活用する。
- ④生活ノートの充実（学級担任）
- ・日々の生活ノートでのやりとりを通じて、生徒の悩みの存在等の把握や望ましい人間関係づくりに努める。
- ⑤保護者・地域との連携（学級担任・校長・教頭）
- ・必要に応じて、家庭訪問・電話連絡・面談等を行い、情報の収集に努める。
 - ・地域の行事への参加、関係機関との連携を通し、情報の収集に努める。
 - ・保護者会で、資料4『いじめのサインチェックシート【家庭用】』の活用を啓発する。
- ⑥ネット上の書き込みや画像等への対応（情報教育担当職員・生徒指導主事・他）
- ・県教委によるネットパトロールの結果を注視する。
 - ・学校においてもできる範囲でネットパトロールを行う。
- ⑦いじめ相談窓口の設置及びSCによる全校生徒面談の実施（学年主任・養護教諭・SC）
- ・各学年主任を窓口の責任者とし、いじめの早期発見に努める。
 - ・年度の早い時期（5～6月）にSCによる全校生徒を対象とした面談を行う。
- ⑧相談箱の設置（養護教諭・SC・その他）
- ・相談箱を常時設置し、生徒の悩みの早期発見に努める。
 - ・状況に応じ、学級担任・養護教諭・SC・指名された職員が面談をする。
- ⑨「24時間子供SOSダイヤル」等の相談機関の周知
- ・24時間子供相談ダイヤル等の記載用紙の配布及び学級掲示をする。

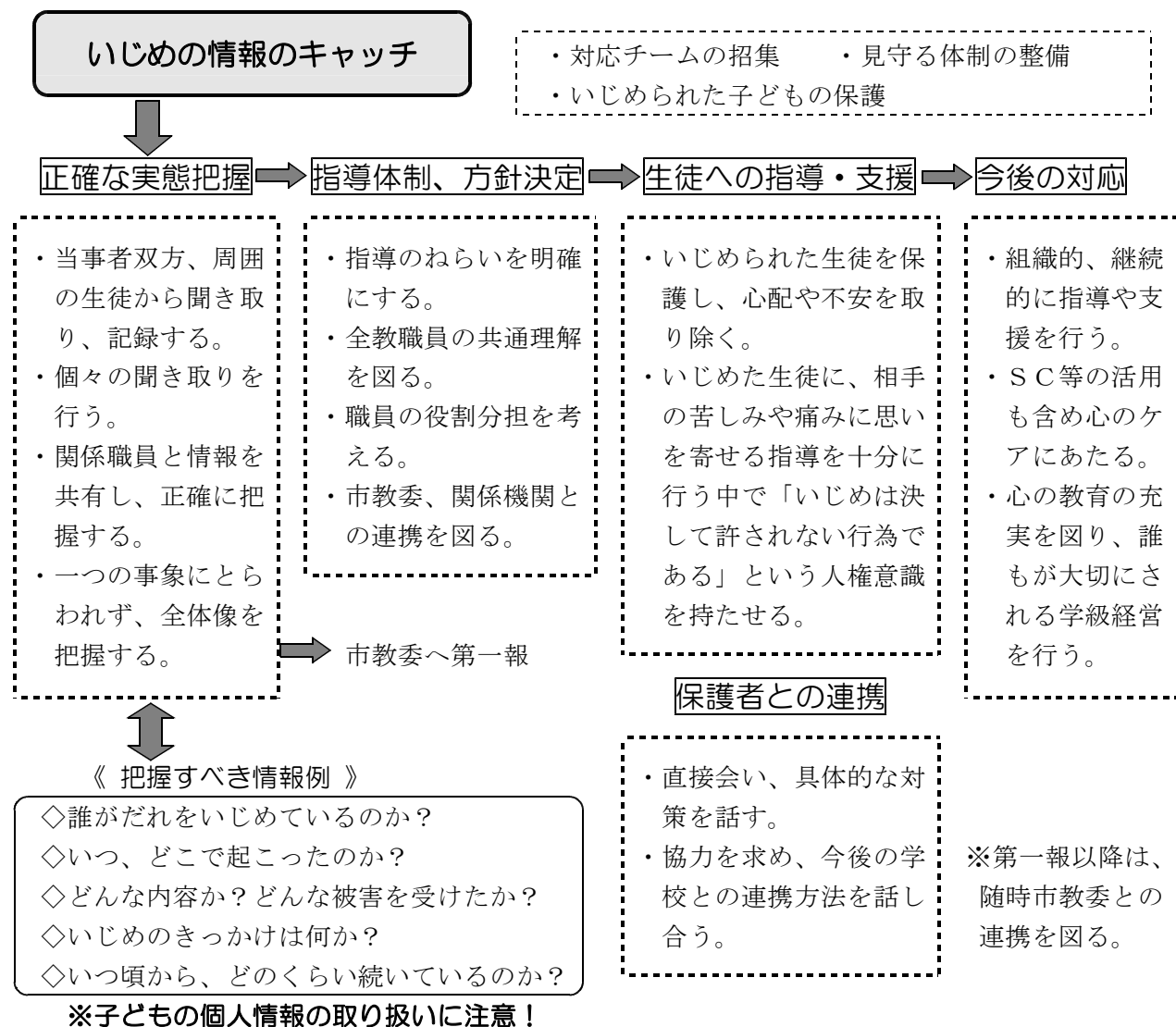
6 相談・通報について

学校だけで解決が困難な場合には、市教委や警察、地域の関係機関との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換が大切です。

- ・学校においていじめを把握した場合は、速やかに市教委へ報告をする。
 - ・必要に応じて、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。
 - ・解決が困難な事案については、市教委の主導により警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議する。
 - ・相談、通報の窓口は教頭とする。
- ※いじめを繰り返している生徒に対しては、学校教育法第35条に基づき出席停止措置を視野に入れた対応を考える。

7 いじめを認知した場合の対応及び指導について

いじめの兆候を発見した時には、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。



(1) いじめられた生徒に対して

《生徒に対して》

- ①事実確認とともに、まずつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④自信を待たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

《保護者に対して》

- ①発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

(2) いじめた生徒に対して

《生徒に対して》

- ①いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ②心理的孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③ネット上の書き込みや画像等を内容として含んでいる場合には、面前で消去させる。

《保護者に対して》

- ①正確な事実関係の説明をこまめに行い、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ②「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの生徒たちに対して

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍聴者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気のある行動であることを指導する。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導

- ①いじめが「解消している」場合であっても、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ②教育相談、生活ノート、手紙等で積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ③いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(5) 警察への通報等、関係機関との連携

- ・学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに市教委へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ・生徒の生命・身体の安全が脅かされる事案や解決が困難と判断した事案については、必要に応じて警察や福祉関係者（民生委員・児童委員）等の関係機関を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

8 重大事態への対処について

重大事態とは、(1)「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、(2)「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であり、児童生徒や保護者より重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことを留意し、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査にあたらなければならない。

(1)の事態とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

(2)の事態の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。

《重大事態への対応》

○重大事態の疑いが生じた時点

- ①学校いじめ対策委員会を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。
- ②いじめ対策委員会を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態にあたるか否かを判断する。判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議しながら対応を決定する。

○重大事態と認められた場合

- ①教育委員会に速やかに電話で報告し、その後、文書で報告する。
- ②調査の主体等の決定を教育委員会から受け、調査又は調査協力に当たる。調査の主体が学校でない場合においても、被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等において、いじめ対策委員会を活用して継続的に行う。調査においては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に行う。
- ③調査終了後、その結果を学校及び教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。また、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えるが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との連絡を行う。その後、調査結果を教育委員会へ文書により報告する。
- ④いじめ重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等の関係機関との連携を図りながら対応する。
- ⑤事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催をする。また、マスコミ対応が求められ際は、対応窓口（教頭）を明確にし、誠実な対応に努める。（マスコミ対応については、危機管理マニュアルを参照）

9 公表、点検、評価について

いじめに対する学校の方針や取組を保護者・地域に広く知っていただき、その予防や早期発見のための協力体制を築いていくことが大切です。また、取組については、随時点検し、より実効性の高いものにしていかなければなりません。

- ・年度始めに、学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・年度ごとにいじめに関しての調査や分析を行い、以降の対応策を講ずる。
- ・保護者の学校評価において、いじめに対する学校の取組を評価する機会を設ける。
- ・年度末に本年度の取組を評価し、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図る。